

令和5年度第2回鶴岡市障害者施策推進協議会 会議概要

- 日 時 令和6年1月31日（水） 午後2時00分～午後3時34分
- 場 所 市役所 別棟2号館 21、22、23号会議室
- 次 第
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 報告・協議
 - ①次期鶴岡市障害者保健福祉計画の施策体系（案）
→主な意見と意見に対する回答は下記のとおり
 - ②次期鶴岡市障害福祉計画の見込み量について（案）と今後のスケジュール
→主な意見と意見に対する回答は下記のとおり
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 出席委員（敬称略）
小野俊孝、阿部和廣、長谷川薫、庄司敏明、木津美加子、新田リエ、村上未紀、矢野裕之、中西真、菅原貴久磨、渡邊智（今野新一の代理出席）、橋本廣美、石塚研、山本久喜、本間仁子、佐藤満子、後藤重好
- 欠席委員（敬称略）
澤邊みさ子、佐藤豊継、折居俊彦、佐久間一徳
- 市側出席者
健康福祉部参事兼福祉課長 佐藤尚子、福祉課長補佐 木島秀明、同課障害福祉主査 野口みゆき、瀬尾剛志、同課障害福祉係長 佐藤正好、同課障害福祉専門員 菅原史恵、同課主事 菅原美菜
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者数 6人

3 報告・協議 ①次期鶴岡市障害者保健福祉計画の施策体系（案）

原案のとおり決定

- 主な発言
(委員)

障害者保健福祉計画と障害福祉計画が見えてきました。先の話になりますが、計画完成後の進捗管理について、お話させていただきます。結論を言えば、自分たちの仕事を自分たちでチェックしてもチェックにならない。第三者を入れないといけないということです。私たち福祉系でも、県の方から指導監査を受けて、間違いについてなどの指導があつて少しずつ改善されています。この計画についても、そういう視点がないといけないのではないかと思います。少し古い話ですが、令和5年3月29日の山形新聞に「県の障害福祉事業外部監査報告書、計画の進行改善を求める」という記事があります。つまり、障害者計画や障害

福祉計画について、取り組みや実績評価、十分な進行管理がなされていないとし、改善を求めたという内容でした。調査した大島氏は「障害福祉関連の計画の目標管理や進行管理の甘さに触れ、計画が作りっぱなしになっているところがある。人が変わっても計画が回る仕組みづくりが必要だ。」とコメントしています。この報告書はインターネットで調べられます。障害者総合支援法の中に障害福祉計画というところがあり、「調査分析および評価を行い」と載っています。さらに厚労省の資料として障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実証確保するための基本的な指針というのがありました。その中に「定期的な調査分析及び評価並びに必要な措置」という項目があり、やはり「定期的に調査分析及び評価を行い」という部分があります。国のルールでは具体的に外部の人を入れなさいとは書いていませんが、進行管理をきちんとしなさいということです。それは結果が出る進行管理の仕組みだと思います。PDCAを回すという事だと思いますが、それは自分たちだけでは充分でないと思います。現在の鶴岡市障害福祉計画の中にも「計画の推進体制」というのがあります。定期的に計画の進捗状況を把握していくとあります。それから、計画の進捗状況の公表に務めるとあります。そこで、是非外部の人間を入れた進捗管理の体制を作っていただきたいと思います。公にしなくても、例えば、この障害者施策推進協議会から委員長1人・実践協議会から2人・外部から3人の計6人で、密度の濃い話をしていけば進捗管理できると思います。是非、外部を入れた進捗管理を希望します。

(事務局)

これまで鶴岡市では、障害者の施策を含む計画の進捗状況、進捗管理については、学識経験者・関係する行政機関・当事者関係事業者の方々に構成する鶴岡市政策推進協議会、鶴岡市障害者地域自立支援協議会に進捗状況の報告を行ないながらご意見をお聞きして、計画の評価・点検・進捗管理を行ってきました。これまでの経緯を含め、今後も次期計画の進捗管理を行う観点から、今回成果指標ということでKPIを設定しています。コロナ禍で鶴岡市障害者施策推進協議会を開催できない時期もありましたが、今後は上期、下期といった形で年2回などに回数を増やししながら、皆様に丁寧に計画の進捗についてご報告し、課題についても検討を進めていきたいと考えています。できる限り分かりやすい計画の進捗管理に努め、委員の皆様からご意見をいただいて、進捗管理を行っていきたいと考えています。

(委員)

「一般就労」の定義を教えてください。

(事務局)

一般就労とは一般の企業に勤めることです。また、障害者福祉施設等々に就労することは福祉就労となります。

(委員)

資料3の4ページに「仲間づくり団体活動への支援」があります。当事者団体の活性化で具体的取り組みは、当事者団体の取り組みへの支援ってということですけど、この詳細はどこに書いてあるのでしょうか。

(事務局)

具体的な取り組みの部分は、これから計画案を作っていく中で、具体的な取組み内容を記載していくことになり、詳細については計画案の方に記載をしたいと考えています。

(委員)

児童発達支援センターについて、センターとしての機能がある状況となっておりますが、センター自体が設置されているわけではないので、機能の充実といっても実際には活かされないのではないのでしょうか。児童の発達障害の件で家族の方がどこに相談すればよいのかはつきりしないので、機能充実というのなら、例えばセンターとして窓口を一本化して、ワンストップの形でできるだけ他に回ることをしないような体制を整備することが必要と考えます。

(事務局)

鶴岡の障害の相談について、以前は「かたぐるま」の中に障害者の地域生活支援センターがあり、相談機能がありました。障害児については「あおば学園」の中に生活の相談機能がありました。総合保健福祉センター「にこふる」が出来た際に、「かたぐるま」の地域生活支援センターの中から相談支援部門が障害者相談支援センターとして「にこふる」に移転しています。このような歴史の中で、障害の相談の部分について、鶴岡市の場合、障害児については「あおば学園」、障害者については、にこふるの「障害者相談支援センター」で発展してきていると思います。そうしたなかで、母子保健福祉計画だった保健福祉法や子ども・子育て支援法など様々な法律ができ、子育て世代包括支援センターができました。子どもの分野の中で言うと、障害児と一般の子どもとを分けての相談は難しいため「子育て子ども家庭支援センター」内に「子ども総合相談窓口」を設置しています。そこに、ワンストップでできる相談の機能があります。子ども総合相談窓口の中には、学校教育もあおば学園の相談員も一緒に入って相談に乗る機能がありますので、どこに相談したらいいか分からないという事は以前よりは解消されていると思います。また、児童発達支援センターには3つの機能が必要です。1つ目は、相談支援機能つまり相談窓口。2つ目は障害福祉サービス、例えば放課後デイサービスや児童発達支援センターや児童の入所支援となります。3つ目は、保育所等訪問支援というサービス提供になります。今現在、この3つの機能を確保することが困難なことから、児童発達支援センターを設置することができないというのが実態ですが、発達障害の疑いのある子供や、その家族の相談支援と障害福祉サービスに対する支援については対応しているものと考えています。

(委員)

鶴岡市の認識が今の情勢に対して相当遅れていると認識しています。一般の障害児ではなく、全国的に発達障害が大変な課題になっています。各市町村を見てみると、発達障害支援の基本計画を作っているところが多くなっています。つまり、一般の障害児の支援にない発達障害の支援です。そこにクローズアップしている市町村があります。その中で、一般の障害児の支援ではない発達障害を基本とした支援センターが重要です。そういう面で今までやってきた障害児施策の延長のような形では良くないと思いますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。

(事務局)

発達障害の子どもを分けて相談支援を行うのではなく、一般の子供達と同じように相談支援を行うという考え方をもとに、相談支援の対応を行っています。

(委員)

直接反映することができないかもしれませんが、現在、健康診断で発達障害等の疑いのある子ども達が専門家からその判定をいただくのに半年以上、場合によっては1年以上かかる子供達もいます。計画の案には、早期発見などと記載がありますが、なかなか難しいのが現状です。国では、令和6年4月から5歳児検診を始めなさいということがいわれています。この取組は、先進自治体でも始めていますが、現在は、3歳半検診から次の検診まで、就学児が小学校に入るまで健診がありません。3歳児検診で問題がなかった子ども達が、就学時に発達障害の疑いのあることが非常に多くなっています。先進自治体では、自治体独自に5歳児検診を始めたところがあるところがあり、そういうところではある程度成果が出てきているので、国としては5歳児検診を各自治体で始めてくださいとなったようです。山形市ではもう準備が始まっているようですが、鶴岡市は当面4月からすぐ実施するのは無理だろうといわれています。この5歳児検診の大きな目的は、発達障害を就学時まで見つけて、後で見つけて手遅れにならず、病気につながることをないようにする取り組みです。こういう意味でも、障害児の問題というのは、これから大きく取り上げられて対応していかなければならない課題ですが、残念ながら医療機関としてはなかなか難しいのが現状です。この辺をどうしていくかを是非考えていただければと思います。5歳児検診を実施するのも大変ですが、5歳児検診が始まれば、発達障害の疑いのある子ども達への対応が課題になってくると思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

公設の福祉施設の再整備に関しては、市の指定管理である愛光園の建て替えをお願いしていたので、今回調査と計画の検討ということではありますが、一步前に進んだと思っています。元旦に起きた能登地方の地震では、障害者施設もそこで生活ができないような状況が報

道されていきました。愛光園は、福祉避難所としての役割もありますので、地域生活支援拠点の充実ということを進めていく上でも、早急に建設を進めていただきたいと思います。

(委員)

資料 1-2 の 2 ページの分野 1 の相談支援をというところについて、主な施策の 2 行目に、障害福祉を含めた様々な相談へ一元的に対応するという記載があります。この記載は、障害福祉以外の事も含めたという内容ということで、このような記載になっているのでしょうか。

(事務局)

障害福祉も含めた重層的な支援体制の構築を図るということになります。障害福祉だけではなく、高齢の分野、子育ての分野、生活困窮の分野もあり、そういった意味で重層的支援体制となります。

(委員)

次期計画の基本理念について、実際に誰一人という話になると全ての人の意見を聞き取っていく、自己申告しない方達の意見を汲み取らなければいけないとなると、場合によってはアウトリーチをしっかりとやっていくというような話まで踏み込むということでしょうか。また、今回の計画では、強度行動障害となっていますが、これまでは重度高度障害という記載でした。この違いを教えてください。最後に、KPI という指標が出ています。成果指標なのですが、KPI を使うのであれば、その他の経営施策などと同列に扱わなければならない資料がいくつかあると思います。この指標だけ使うのなら、このような横文字を使わなくても成果指標で充分だと思います。使い分かりにくい言葉を使うことに意味があるのかどうかを教えてください。

(事務局)

1 点目の基本理念については、アウトリーチも含めることになると考えています。2 点目の強度行動障害については、これまでの計画では、重度行動障害という記載でしたが、強度行動障害に関するご意見がありましたので、意味の違いはありませんが、今回の計画案では強度行動障害という記載にしています。また、KPI につきましては、成果指標ということで整理していきたいと考えています。

(委員)

前回の協議会で、強度行動障害の方への支援に関して、人材確保を課題にあげていました。人材確保の方向性を見ると、検討するとなっています。例えば、資料 1-3 の 2 ページの具体的な取り組みということで、これは人材確保、定着、養成ということで養成するという方向性というのはないのでしょうか。主な政策でも検討、具体的な取り組みでも検討となっており、いつまで検討してるんだろうという印象を持ちました。具体的な取り組みは、育成

なのではないかなと思いました。もう少し具体的な方向性を示していただきたいと思いました。

(事務局)

これまで検討を進めてきた経過もありますので、人材の育成というところで、計画を作成するなかで検討を進めていきたいと思っています。

(委員)

資料 1-3 の 6 ページに、(3) 安全・安心策の確保で、障害特性に配慮した防災計画があります。今回、能登地方の震災の関連で、インターネットで、自閉症の方が、大きい声を出したり、走りまわったりするため、周囲のみんなと一緒に避難できないため、結局、自分の車の中で寝泊まりしているという記事を見ました。そういった障害の重い方の避難計画を作っていたらいいと思います。このことをきっかけに調べて見ると、高齢者や障害者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務になっており、鶴岡市でも個別避難計画を作成していることを聞いて、良い意味で驚きました。地域包括ケア推進室とも連携して、障害の重い方の避難もうまくできるようにお願いしたいと思います。

(会長)

この個別避難計画はとっても難しい。誰が助けを求めている、誰が援助できるのか。また、援助する方を決める場合も曜日や時間によって、それぞれ違ってることから個別避難計画を作成するのが難しいというのが現状です。その他よろしいでしょうか。

それでは、次期鶴岡市障害者保健福祉計画の施策体系について、案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員の異議なしを確認)

それでは、案のとおり決定します。

3 報告・協議 ②次期鶴岡市障害福祉計画の見込み量について(案)と今後のスケジュール
原案のとおり決定

○ 主な発言

(山本委員)

資料 2-1 の 3 頁。未実施の障害福祉サービス行動援護と重度障害者等包括支援。この重度障害者等包括支援で、サービス内容の 3 行目、障害認定区分 6 以上ありますが、障害認定区分では 6 以上はないので、これは 6 になるのではないかな。

(事務局)

6 以上と記載してありますが、6 になります。

(山本委員)

この関連で、資料 2-2 の 2 頁に訪問系サービスということで、(3) ①訪問系サービスの説明の記載がある 3 段目に課題として、重度障害者等包括支援は新たな整備が必要と書いていますが、新たな施設整備は不要と考えています。この重度障害者等包括支援は、とても大事な取組になると思います。私が考えているのは、市内に多くある生活介護事業所です。重度障害者等包括支援では、四肢麻痺や寝たきりの重度障害者の方へ支援を組み合わせるサービス提供を行うことになるので、市内にある生活介護を行う 1 つの法人のみでは、重度障害者等包括支援のサービス実施ができないので、同行援護のサービスなどをいろいろ組み合わせることで、現在の生活介護事業所でも実施できる場所があるのではないかと考えている。重度障害者等包括支援のサービスがない場合、寝たきりとか四肢麻痺の方々が、地域生活の継続や社会参加の機会が奪われて、家から出られないということが考えられる。そういった意味で、この重度障害者等包括支援のサービスがとても大事になってくるので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。重度障害者等包括支援の実施に際して、新たな整備の必要はないと私は考えていて、市から既存の事業所にお願いをすることで、重度障害者等包括支援を実施してくれるところがあると思っています。他の事例を見ても、自ら重度障害者等包括支援のサービスを実施しているのではなく、自治体からお願いされて重度障害者等包括支援のサービス提供を実施しているというのが多いようですので、そういった状況を含めてよろしくをお願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。鶴岡市の場合、障害認定区分 6 で常時介護介護が必要な方がいます。現在、重度障害者等包括支援を利用しないで、どのように支援をしているのかというと、現在は、重度訪問介護などの既存のサービス全てを組み合わせる支援を行うほか、介護保険のサービスや移動支援のサービスも組み合わせる支援を行っています。支給量については、本市のガイドラインに基づき、支給量を決定し、その方の必要に応じて、審査会に諮り、支給量を超えてサービス提供を行って、その方の生活を支えているというのが今の実態となっています。この重度障害者等包括支援のサービスが実施された場合、さらに支援環境が充実していくこととなりますので、サービスが実施できるように支援策を含めた検討を行っていきたいと考えています。

(会長)

その他ございませんか。

(委員)

前回の協議会の意見に関して、第 1 回鶴岡市障害者施策推進協議会での意見に対する反映状況の 3 頁で、養護学校の村上校長からの意見に対する回答の日中一時支援についてお聞き

します。実際に、就労系サービスであったり、例えば生活介護であったり、そのサービスが終了してから、日中一時支援のサービスを利用している実績はあるのでしょうか。例えば、月曜日から金曜日は、就労継続支援B型や生活介護の事業所に通い、土曜日は日中一時支援の事業所に通うことはあると思いますが、同じ日に、2つのサービスを使っている実態はあるのでしょうか。

(事務局)

同じ日に2つのサービスを使っている実績はあります。

(委員)

同じ日に2つのサービスを提供している事業所は、どこになるのでしょうか。

(事務局)

慈丘園になります。

(委員)

その場合、送迎はどうなるのでしょうか。日中通っている通所の事業所から慈丘園へ送迎するというのでしょうか。

(事務局)

通所などで通っている生活介護等の事業所が、日中一時支援の事業所へ送迎しています。

(委員)

時間帯はどうなるのでしょうか。

(事務局)

通所に通っている生活介護の終わった時間の16時くらいに送迎して、慈丘園で18時ぐら
いまで預かってもらうことになり、概ね2時間程度になります。

(委員)

学校に通ってる時は、放課後等デイサービスを利用して、サービス終了後、そのサービス事業者から自宅まで送っていくという実態だと思いますが、この場合は、慈丘園に親が迎えに行くということになるのでしょうか。

(事務局)

そういうことになります。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(委員)

障害福祉サービスの作業所から、慈丘園のショートステイに来て、数日間泊まる人もいます。送迎は作業所の車で慈丘園に来ています。

(委員)

入所施設以外では、18時まで預かるというのは難しいと思います。一般の事業所であれば、8時30分から17時30分くらいで終了となるので、18時まで預かるということになると、職員が18時までの30分間待機することになる。このため、一般の事業所ではその対応が難しいと思いました。収入があれば、事業所で実施するところもあると思いますが、収入の面で難しいと思ってお聞きしました。

(委員)

パブリックコメントの件として、このような資料を全て掲載しても一般の人が意見する気になれないと思います。他のパブリックコメントでも資料が多くて、意見するのが大変な事例がありますので、パブリックコメントでは、意見しやすいように工夫する必要があると思います。ぜひパブリックコメントが多く寄せられたという結果になるように企画していただきたいと思います。

(会長)

他にございませんでしょうか。

(橋本委員)

この鶴岡市障害者施策推進協議会とは関係なくもないと思いますが、市のホームページを拝見していたところ、障害者相談支援事業委託契約に係る消費税の適用誤りについてという内容の掲載がありました。厚労省の見解では、相談支援業務を法律に基づいて実施しているわけですが、この相談支援業務が社会福祉事業に該当しないということになっている。現在の相談支援業務が社会福祉事業に該当しないとなると、矛盾を感じます。鶴岡市でも社会福祉事業ということで、取組を行ってきたと思いますが、なぜ社会福祉事業に該当しないとの見解が厚労省から示されたのか教えていただきたい。

(会長)

説明をお願いします。

(事務局)

相談支援事業には種類があり、障害相談事務所の行う相談支援事業、障害児相談支援事業、地域移行や地域定着などの一般相談支援事業の他に、市町村が行うこととなっている障害者相談支援事業があります。この障害者相談支援事業は、鶴岡市の地域生活支援事業で実施しています。この事業は鶴岡市で実施することとなっている事業で、この事業を鶴岡市社会福祉協議会の障害者相談支援センターと恵泉会の相談支援センターあおばに委託をして実施しています。この委託をして実施している障害者相談支援事業について、本来は消費税の課税事業として委託契約を結ばなければならなかったところ、非課税事業と誤認して、消費税を含めない金額で契約していたことが、厚労省からの通知によって判明したところです。このため、時効前の過去5年間に遡り、鶴岡市社会福祉協議会と恵泉会に対して、過去5年間の未払いの消費税について、支払いの手続きを進めているものです。

(橋本委員)

内容は分かります。なぜ、相談支援事業が消費税の課税対象になるのかよく分からないので教えていただきたい。

(会長)

相談支援事業が、社会福祉法の社会福祉事業に該当しないため、課税対象になるとお聞きしています。本来、市で実施すべき事業を鶴岡市社会福祉協議会と恵泉会へ委託して実施してきましたが、この委託して実施していた事業が社会福祉事業に該当しないということで、消費税の課税対象になるということでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(橋本委員)

これまでの間、社会福祉法が改正されないまま現在に至っているのかが分からないので教えていただきたい。

(事務局)

今後も改正されないと思います。

(橋本委員)

社会福祉事業ではないということでしょうか。

(事務局)

相談支援事業は、社会福祉事業に該当しないという厚労省の見解となります。

(橋本委員)

ちょっと変な感じはしますが、疑問に思ったので質問をしました。

(会長)

なぜ、社会福祉法の社会福祉事業に該当しないのか私も分からなかった。おそらく、どこかで問い合わせをしたのではないかと思います。全国的にも、多くの市町村で非課税事業として取扱いを誤認していたとお聞きしています。他にご質問などございますか。

(山本委員)

資料 2-2 の説明はないのでしょうか。

(事務局)

資料 2-1 と 2-2 につきましては、概要版が 2-1 で、詳細版が 2-2 となります。詳細版の 2-2 はご覧をいただき、ご意見をいただきたいと思います。

(山本委員)

確認とお願いということで、資料 2-2 の 9 と 10 頁になります。地域生活支援事業の活動指標で、必須授業と任意事業があります。私の解釈では、任意事業なので、これは基本的には市の単独事業も含まれるということによろしいでしょうか。

(事務局)

はい、その通りです。

(山本委員)

私からのお願いになります。就労移行支援というサービスと就労定着支援というサービスがあります。鶴岡市にも就労移行の支援事業所が 2 カ所あり、この事業所では、発達障害などを抱える若い世代の方々が、就労移行支援でパソコン習ったり、いろんな仕事を覚えたりして、一般就労に向けた訓練を行っている。この就労移行支援の訓練を受けて、民間の会社等で、一般就労して行くことになります。その後、就労定着支援というサービスがあり、就労移行支援の終了、直ちに定着支援のサービスを受けることができれば問題ないのですが、国の制度では 6 ヶ月間は報酬が無いことになっている。報酬はありませんが、就労した後は、本当にこの職場で自分がやっていけるのかなど色々な悩みを抱えている方も多く、就労移行支援終了後も相談を受けたり、悩みを聞いたりしている。そのような対応をしているけれども、国の制度上は 6 ヶ月間の報酬は無いという状況です。就労移行支援終了後も相談を受けたり、悩みを聞いたりする対応をやらざるを得ないというのが実情であり、そういった点では、国の制度が非常に不十分だと思いますが、若い世代が就労移行支援で、いろいろな

訓練をして、社会人として一般就労していく際、単独事業でも良いので、就労移行支援事業の終了後の6か月間の支援をお願いしたい。就労移行支援事業所の運営も大変であり、就労移行支援終了後の6ヶ月間は、非常に大事な期間でもあるので、この6ヶ月間について、例えば、任意事業として、若者就労フォローアップ事業のような市の単独事業としての支援を要望します。

(会長)

ただいまのご意見は要望ということでお聞きしたいと思います。その他ございませんでしょうか。特にないようですので、次期障害福祉計画の見込み量について、案の通り決定してよろしいでしょうか。

(委員の異議なしを確認)

それでは案のとおり決定をさせていただきます。開始から一時間半が経過しました。皆さん、大変長時間にわたりまして、円滑な協議にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、その他ということで、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(委員からの意見等がないことを確認)

(事務局)

その他ということで、事務局から今後のスケジュールにつきまして、本日、委員の皆様から頂戴しました意見を計画の素案に盛り込んで作成を進めてまいります。計画案が出来次第、委員の皆さんに計画案を送付して、ご意見を書面でいただく予定としています。よろしくお願いたします。

それでは、本日は長時間にわたりご協議をいただきまして、どうもありがとうございました。以上もちまして本日の協議会を終了させていただきたいと思っております。皆様、どうもありがとうございました。